



栃木労働局
日光労働基準監督署

Press Release

平成27年9月28日

【照会先】

日光労働基準監督署

監督課長 幸田 和則

産業安全専門官 鈴木 孝幸

電話 0288-22-0273

報道関係者 各位

集中豪雨による災害の復旧工事における緊急労働 災害防止対策の徹底について

〔要旨〕

今般の台風18号に伴う集中豪雨により、日光市内各地に甚大な被害がもたらされたところですが、今後、がれきの処理作業などの災害復旧工事が本格的に開始されることから、これら工事の作業中における労働災害の発生が懸念されるところです。

また、大量の降雨により山腹などの地盤が緩んでいることから、災害復旧作業中において、再び土石流や土砂崩壊による労働災害の発生も予想されるところです。

このようなことから、今後の災害復旧工事等における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記事項の安全な工事の実施について、日光労働基準監督署長（署長 大島 充）は、建設業労働災害防止協会栃木県支部日光分会长に対し、同協会会員に対し周知徹底を図るよう下記により緊急に協力要請を行います。また、管内の発注機関に対しても同様に協力要請を行います。

記

日時 平成27年9月29日（火）午前9時

場所 建設業労働災害防止協会栃木県支部日光分会
(日光市上鉢石町1078)

内容 要請文の交付

[要請文の概要]

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 作業箇所及びその周辺の地山についての十分な事前調査（形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等）を行うこと。
- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえた作業計画の策定と作業計画に基づく作業の励行。
- (3) 掘削の作業に向けては、地山の異常を早期に発見すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合の適切な措置の確保。特に今回の豪雨に伴って発生した「深層崩壊」にかかる作業については、本質的な安全化が図られた工法の確保。
- (5) 復旧工事全般、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（4）に準じた措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険が予見される河川工事について、作業箇所及びその周辺の状況等の調査を実施すること。また、豪雨前から着工している場合も必要に応じて同様の調査を実施すること。
- (2) 土石流の早期把握のため、警戒降雨量基準及び作業中止降雨量基準等の必要な見直しを行うこと。また、降雨量が当該基準に達していないとも、危険が予想される場合は、上流の状況を監視すること。
- (3) 警報・避難用設備の点検を実施すること。警報及び避難の方法の十分な周知を行うこと。

3 がれき処理作業における労働災害防止対策

- (1) 短期間での作業が求められる災害復旧工事であるが、労働災害防止のため、作業開始前のミーティング等は綿密に実施すること。
- (2) がれき処理作業に当たっては、作業計画の作成と作業計画に基づく作業の励行。また、車両系建設機械を用いての作業については、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所においては、車両系建設機械の転倒防止対策を徹底すること。
- (4) 車両系建設機械運転業務は、有資格者（技能講習修了者等）を配置させること。

4 緊急避難体制の確立

工事に伴う作業中に急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立させること。また、避難の方法等を十分に周知すること。